

# 漢文訓読史研究上の一応用面

— 伝菅原道真訓點の検討 —

小林芳規

菅原道真訓點と伝える「長恨歌琵琶行」一軸が、宮内庁書陵部に藏されている。この長恨歌・琵琶行は、共に序がなく本文のみの百二十九行の卷子本で、江戸時代書写、同期の訓點がある。この訓點は、卷末識語に、

右長恨歌琵琶行者于詩于歌「百世師也古今玩味之因茲以」菅丞相之御點為規範「幸伝」彼和訓秘中秘也如和尚于仏「教于儒術無不志道无不依」徳喜哉感恩之餘加訓點備「硯左勿令容易而已

天正第 二 (四) 曆孟春仲旬

宮内卿内清原朝臣 判

とあるのによれば、天正四年(一五七六)の清原枝賢の本を書写移点したものであって、その枝賢は菅丞相の御点を伝えたという。題簽に「菅原道真訓點」とあるのは、右の識語の文字を基として推測され、貼付されたものであろう。

さて、この訓點が、果して道真の「和訓」であるか否かについて、客観的に検討することは未だ為されていず、従つてその方法も考えられていないのが現状である。ただ常識的に、平安初期の訓點がそのまま六七百年後に伝えられる事は有り難い事であろうと考える立場から否定する人がある。しかし仏書では、元興寺の明證大僧都の訓點が江戸時代にまで忠実に伝えられた場合もあり、漢籍でも部分的には平安初期訓法が後世に伝えられている事実もあるから、(注1)常識的に考える事は危険である。むしろ、その常識を出発点として、進んで客観的に、その正否を判定するという立場に立つべきである。その判定の方法として、漢文訓読語法が歴史的に変遷する事実を踏まえて、その尺度に基いて判定するという仕方がある。この方法は、単に、この一訓點資料の正否の検討だけに止まらず、同種の他資料の検討や、又、漢籍に残存する初期古訓法の指摘にも有効であり、ひいては、古訓法の残存が平安鎌倉時代における漢籍訓読の重要な一特徴となつている事実を浮彫りさせることになつて、筆者の目下の関心事の全体に関わる基本的な方法と考えられ

るので、本資料を一例として、取上げて考察してみようと思う。

本書の訓点について、川瀨一馬博士は、「この本は菅丞相の御点本と称するが、これは菅家に伝へられた点といふ意であろう」(『版書門文庫』「長恨歌・琵琶行」解説、昭和三十七年三月)と推測されているが、その証拠は具体的に示されていない。

菅原道真は、元慶元年(八七七)文章博士、寛平五年参議(従四位下、延喜三年(九〇三)二月十五日太宰府で五十九歳で薨じているから、(注2)道真に訓点があったとすれば、その訓法は平安初期の訓法に従っていると考えられる。平安初期の訓法が平安中期以降と甚しく相違する事実については別に説いた通りである(注3)。

従って右掲の書陵部藏本が道真の訓点であるか否かの判定は、その訓法が平安初期の訓法の特徴を持つか否かを解明することによって一応出来る事になる。平安初期の訓法の実態は、現存する四十八点の平安初期訓点資料によって、確実に知る事が出来る。尤も、四十八点の大部分は仏書であって、漢籍資料は寛平年間(八八九)加東点の東山文庫藏周易抄だけであるが、漢籍も仏書も、再読字や読添のてにをは等においては平安初期に共通した訓法であったと見られるから、右の四十八点の資料全体から得た初期訓法についての知見に基いて、以下に検討して行く。

1、再読字

長恨歌・琵琶行を併せて、「未」の三字、「將」の一字と、「教」の三字「令」の一字とが存する。それらは、書陵部藏伝道真点では、全部が再読されている。(数字は行数を示す)

〔未〕<sup>ヤシナハレテ</sup> 在<sup>ニ</sup>深<sup>一</sup>闕<sup>一</sup>人<sup>未</sup>レ<sup>識</sup> (3)

孤<sup>カ</sup>一<sup>ケ</sup>燈挑<sup>ツクシテ</sup>一<sup>タ</sup> 未<sup>ス</sup>レ<sup>成</sup>レ<sup>レ</sup>眼<sup>ネフ</sup> (35)

未<sup>サ</sup>ニ<sup>成</sup>ニ<sup>曲</sup>一<sup>調</sup>一<sup>先</sup>有<sup>レ</sup>情<sup>ナケク</sup> (82)

〔將〕<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>レ<sup>レ</sup> 歛<sup>ヨロコビ</sup> 慘<sup>ウレヘテ</sup> 將<sup>ニ</sup>別<sup>レ</sup> (77)

〔教〕<sup>ニ</sup>遂<sup>シテ</sup>方<sup>一</sup>士<sup>一</sup>一<sup>ラ</sup> 殷<sup>ネ</sup>勤<sup>モト</sup>寛<sup>上</sup> (40)

軼<sup>ウタ</sup>教<sup>ニ</sup>小<sup>一</sup>玉<sup>一</sup>報<sup>セ</sup>雙<sup>レ</sup>一<sup>成</sup>上<sup>ラ</sup> (46)

常<sup>ニ</sup>教<sup>シテ</sup>喜<sup>フ</sup>才<sup>フクセ</sup>一<sup>服</sup> (97)

〔令〕<sup>タ</sup>但<sup>シテ</sup>令<sup>ニ</sup>心<sup>ニ</sup>似<sup>ニ</sup>金<sup>一</sup>一<sup>鈿</sup>一<sup>堅</sup> (57)

その訓法は右の如く、今日と同じ方式になっている。平安初期には、再読字は全く見られず、その「未」「將」「教」「令」の訓法は、「未」「將」「教」「令」の如き辞の訓か、或いは「未」「將」の如き副詞の一訓であった。再読訓の成立は平安中期以降であり、菅見では、仏書の京都大学附属図書館藏蘇悉地羯羅經延喜九年点、漢籍では東洋文庫・東山文庫藏古文尚書延喜頃点が初出の例である(注4)。しかも平安中期延喜頃点の古文尚書では、「將」「使」共に再読でない例の方が未だ多い(注5)。右の如く再読字が全て再読に訓読されるのは、更に後代の訓法である。就中、「教」字は、鎌倉時代までは、「使」「令」を再読する資料で

よえ、

會カク教ニ普イ一オ一ニ伏シム (全沢文庫本文集卷十二寛喜点)

の如く単説で、「シム」は下の動詞に説添えるのが一般であるから、この字を再説するのは それ以後の新しい訓法となるのである。

2、引用句法の結びについて

聞キク道ミチ漢カン天子テンシ 使シ (47)

「ク」語法によって導かれる語句の結びは、平安初期には、「トイフ」等の「云」の語を再び訓説するのが普通である(注6)。この訓法は、漢籍では平安中期以降でも伝えられ、古訓法を伝えた資料では特に多い(注7)。然るに、伝道真点における訓法は、後世のそれに通ずる様相を呈している。

次に、この資料の中には、漢籍の訓法の特徴にも一致しない訓説語がある。

3、文末助字「之」

因イン為ニ長チ一イ句ク歌カ以テ贈ル之ニ (71)

右の構文の如き文末助字「之」は鎌倉時代以前の漢籍では不説である(注8)、例えば次の如くである。

因イン為ニ長チ一イ句ク歌カ以テ贈ル之ニ

(大東急記念文庫藏金沢文庫本文集卷十二寛喜点)

「之」と訓するのは、鎌倉時代以前では仏書か、漢籍では、室町時代以後である(注8)。さすれば、伝道真点の訓法は、後世の訓法を示すものである。

4、ヒメモス(尽日)

尽ヒメ日モス 看ミ不レ足ア (16)

「尽日」の訓は古くは「ヒネモス」である。萬葉集にも土左日記にも「ヒネモス」とあり、鎌倉時代までの漢籍も「ヒネモス」であって、「ヒメモス」の語は漢籍では室町時代のものである(注8)。従って、右も鎌倉時代よりも後の訓法を示すと見られるのである。

5、「コトゴトク(尽)」

君ミコ一イ臣シ相サ一イ願カ 尽ク 沾ツ衣ラス (29)

「尽」字には「コトゴトク」と「コトゴトクニ」との二様の訓法があるが、鎌倉時代までの漢籍では「コトゴトクニ」であるのに対して、仏書では「コトゴトク」と訓分けがなされており(注9)、室町時代の漢籍になると「コトゴトク」も見られるに至る。

右の五項目からでも判明することは、本書の訓法が、訓説史上、室町時代の訓法を反映しているらしい事である。そこで、他に室町時代語(溯り得ても鎌倉時代まで)の徴表となるものを探すと次の語句が挙げられる。

6、「オボフ(覚)」

是コト一イ夕ス・始ハ 覚ル 有ニ 迂ル 一イ 謫シ 意ニ (71)

「オボフ」は、ヤ行下二段活用動詞の終止形をハ行の仮名で表わした例と見られる。下二段活用動詞の終止・連体・已然の三形がハ行とヤ行とで仮名を交用する事は室町時代には屢々見られる事である。(『室町時代言語の研究』六二頁)

7、字音仮名遣

翠スズ一イ華ハ揺ル一イ揺ル (19)

「揺」は字音仮名遣では「エウ」である。鎌倉時代加点の大東急記念文庫藏金沢文庫本文集卷十二では「エウ」とある

翠一花ハナ 揺一々ユウ として

「エウ」と「ヨウ」との仮名遣混用の例は、院政時代と鎌倉時代の交頃から散見し（注10）、室町時代にはその例が多い。

8、「チト」の訓

春宵チト 苦短チト

(9)

同箇所を大東急記念文庫藏金沢文庫本文集卷十二寛喜点では、

々々チト (春宵) 苦短チト (別訓「苦短チト」)

の如く「イト」と訓じている。「ちと」の例は、索引や辞書を検するに、鎌倉時代の作品（建礼門院右京大夫集・宇治拾遺物語等）からは例を見るが平安時代以前には用例を見ない。恐らくこの漢字に付されていた訓「イト」が語形の類似から誤って「チト」の語に変えられたものであろう。此処の「苦」は甚だの意であって、「チト」の訓は文義に合わない。

9、説添語「イ」

平安初期の仏書点本には全て「い」助詞を説添語として用いている（注11）。漢籍でも平安初期訓法を伝えたと思われる資料には存している（注12）。さすれば、もし伝道真点が平安初期の訓法を伝えたものであれば、助詞「イ」が見られる筈であるのに、全巻を通じて皆無である。

10、その他の平安初期特有の説添語や訓法（注3の拙稿参照）も全く認められない。

右の諸点より考えるに、本書の訓点は道真訓点では決してなく、

恐らく室町時代の訓法を反映したものであろうと予想される。

二

右の方法では、道真訓点の一部が後世変改された場合、偶々十項目が共にその変改部分である様な場合には、之を適用することが出来ない。そこで、全巻の訓法を検討する必要がある。

その一方法として、伝道真点を、同じ長恨歌・琵琶行で鎌倉時代加点になる資料の訓法と比較することが挙げられる。大東急記念文庫藏金沢文庫白氏文集の中の卷十二は、巻末識語に、

寛喜三年（一二三一）三月三日誓写了 寂有

「唯寂房誓写之」

「同月中旬校合移点了」左金吾校尉豊奉重」

「嘉禎二年（一二三六）三月十一日以唐本聊比较已了」

「建長四年（一二五二）正月一日伝下貴所御本校合又畢」

（建長の識語は寛喜の識語の直前にあり）

とある古点本で、その中に長恨歌・琵琶行の全文を収めている。伝道真点の全巻と、この金沢文庫本の同箇所全文とについて逐一比較してみると、本文の字句もその訓法も両者が全く同じ部分と、両者が訓法、字句を相異にする部分とが認められる。これらの異同を整理する事によって、その中に、当該資料の訓法の時代的特徴を探ろうというのが以下の方法である。

先ず両資料共に同じ字句、訓法であるものが多いが、その全例を示す事は、本稿の目的からは不必要であらう。ここで必要なのは、

その中で共に、再説訓や「言」の呼応語「イフ」を欠く等の平安初期訓法に非ざる例の存在を指摘する事である。伝道真点のこれらの訓法例は右掲の如くであるから、左には、金沢文庫本の方の例を示しておく。(声点省略)

使<sup>シテ</sup>天子<sup>ヲ</sup>無<sup>ク</sup>顧<sup>ル</sup>財<sup>ヲ</sup>意<sup>ト</sup>

自<sup>ミ</sup>・言<sup>コト</sup>・有<sup>リ</sup>李<sup>リ</sup>少<sup>シ</sup>君<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>術<sup>ヲ</sup>。「之」に「カ」もあり

将<sup>スル</sup>行<sup>ハ</sup>・色<sup>ヲ</sup>・有<sup>リ</sup>不<sup>レ</sup>足<sup>ク</sup>

次に、両資料の比較の結果、相異なるものとして得られた全ての例について、之を整理し分類して示すと、左の如く(一)助字の訓法、(二)説添語、(三)庚字の訓説、(四)対句の訓法、(五)訓み方の順序の相違、(六)本文の漢字の字句の相違の六項について諸例が挙げられる。

(一)助字の訓法

〔教〕

(伝道真点)

ウタ、<sup>シテ</sup>教<sup>テ</sup>小<sup>一</sup>玉<sup>ヲ</sup>報<sup>セ</sup>中<sup>ニ</sup>雙<sup>一</sup>成<sup>ト</sup>上<sup>ヲ</sup> (46)

(金沢文庫本)

ウタ、<sup>シテ</sup>教<sup>テ</sup>小<sup>一</sup>玉<sup>ヲ</sup>報<sup>セ</sup>二<sup>ニ</sup>雙<sup>一</sup>成<sup>ト</sup>上<sup>ヲ</sup>

報<sup>セ</sup>二<sup>ニ</sup>雙<sup>一</sup>成<sup>ト</sup>上<sup>ヲ</sup>

「教」字を再説訓にする伝道真点の方が一層後出の訓み方である事は、既述の如くである。

〔之〕

(伝道真点)

因<sup>テ</sup>為<sup>リ</sup>長<sup>一</sup>句<sup>ヲ</sup>歌<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>贈<sup>ル</sup>之<sup>ニ</sup> (71)

(金沢文庫本)

因<sup>テ</sup>為<sup>リ</sup>長<sup>一</sup>句<sup>ヲ</sup>の

漢籍では鎌倉時代以前には文末の「之」は、金沢文庫本の如く不説であったことは已述した。

(二)説添語について  
1、金沢文庫本に説添語がある箇所には、伝道真点では説添語が無

(伝道真点)

〔タリ〕死<sup>スル</sup>死<sup>ス</sup> 処<sup>ル</sup>

(28)

死<sup>ス</sup> 処<sup>ル</sup> 死<sup>ス</sup> 処<sup>ル</sup>

(金沢文庫本)

生<sup>レ</sup>一<sup>ニ</sup>死<sup>ス</sup>別<sup>レ</sup>経<sup>ル</sup>年<sup>ヲ</sup>

(38)

生<sup>レ</sup>死<sup>ス</sup>別<sup>レ</sup>経<sup>ル</sup>年<sup>ヲ</sup>

選<sup>ル</sup>一<sup>ニ</sup>進<sup>ル</sup>開<sup>ク</sup>

(48)

選<sup>ル</sup>一<sup>ニ</sup>進<sup>ル</sup>開<sup>ク</sup>

為<sup>リ</sup>一<sup>ニ</sup>賈<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>婦<sup>ト</sup>

(67)

為<sup>リ</sup>一<sup>ニ</sup>賈<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>婦<sup>ト</sup>

阿<sup>ハ</sup>姨<sup>ハ</sup>死<sup>ス</sup>

(100)

阿<sup>ハ</sup>姨<sup>ハ</sup>死<sup>ス</sup>

〔リ〕姉<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>妹<sup>ハ</sup>弟<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>兄<sup>ハ</sup>皆<sup>ハ</sup>裂<sup>レ</sup>一<sup>ニ</sup>土<sup>ト</sup>

(13)

姉<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>妹<sup>ハ</sup>弟<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>兄<sup>ハ</sup>皆<sup>ハ</sup>列<sup>レ</sup>一<sup>ニ</sup>土<sup>ト</sup>

驪<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>宮<sup>ノ</sup>高<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>処<sup>ノ</sup>入<sup>ル</sup>ニ<sup>ニ</sup>青<sup>一</sup>

(15)

驪<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>宮<sup>ノ</sup>高<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>処<sup>ノ</sup>入<sup>ル</sup>ニ<sup>ニ</sup>青<sup>一</sup>

雲<sup>ニ</sup>

(30)

雲<sup>ニ</sup>

帰<sup>リ</sup>一<sup>ニ</sup>来<sup>ル</sup>

(30)

々(帰)一<sup>ニ</sup>来<sup>ル</sup>

皆<sup>ハ</sup>依<sup>ル</sup>レ<sup>レ</sup>舊<sup>ニ</sup>

(30)

皆<sup>ハ</sup>依<sup>ル</sup>レ<sup>レ</sup>舊<sup>ニ</sup>

江<sup>ノ</sup>浸<sup>ル</sup>月<sup>ヲ</sup>

(77)

江<sup>ノ</sup>浸<sup>ル</sup>月<sup>ヲ</sup>

始<sup>チ</sup>出<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>

(81)

始<sup>チ</sup>出<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>

〔シヨクス〕 属ニ 教一坊第一

(76) 属ス 教一坊第一の部に

〔ソ〕 何必・曾相 識  
シムカシヨリ  
シムアラシ

(107) 何必・曾相一  
ムカシ  
シモアラム・シルナラム

五一雲起

(44) 五一雲・起  
ヲコレリ  
別筆

〔ニ〕 後六公

(85) 後 緑一腰

分レ細

(56) 分レ細

金一屋粧一成

(12) 金一屋 粧一成

〔ヌ〕 覚レ有ニ 遷一滴

(71) 覚レ有ニ 遷一滴意一

玉一楼宴一罷

(12) 玉一楼 宴一罷

〔ツ〕 説尽

(84) 説一尽

九一重 城一関

(18) 九一重 城一関

〔キ〕 被ニ秋一娘一 妬一

(97) 被ニ秋一娘一 妬一

泥一土 中

(28) 泥一土 中

始是 新承ニ 恩一 沢一 時

(7) 始是 新承ニ 恩一 沢一 時

此 時

(90) 此 時

〔シム〕 謝ニ 君一 王一

(52) 謝ニ 君一 王一

昭陽殿 裏

(53) 昭陽殿 裏

莫レ 辞更ニ 坐 彈ニ

(113) 莫レ 辞更ニ 坐 彈ニ

蓬萊宮 中

(53) 蓬萊宮 中

一 一曲

一 一曲

前 月

(103) 前 月

〔ハ〕 鶯一 語

(88) 鶯の 語

天一涯 淪一落 人

(107) 天一涯 淪一落 人

弟 一 走

(101) 弟 一 走

覺レ 裳 羽一 衣 曲

(17) 覺レ 裳 羽一 衣 曲

〔ノミ〕 死一 処

(28) 死 一 処

紅 不レ 掃

(33) 紅 不レ 掃

見ニ 塵一 霧一

(54) 見ニ 塵一 霧一

可レ 憐 光一 彩 生

(13) 可レ 憐 光一 彩 生

守ニ 空一 船一

(104) 守ニ 空一 船一

門一 戸一

門一 戸一

教一坊第一一部

(96) 教一坊の第一部

西一宮南一苑

(33) 西一宮の南一内

梧一桐葉一落時

(32) 梧一桐の葉の落時

君一王展一転思

(40) 君一王の展転の思

有二一人一

(45) 有二一人の

九一華帳一裏

(47) 九一花の帳の裏

〔「裏」の右傍に「下イ」とあり〕

琵琶一行

(115) 琵琶行

〔テ〕主一人忘レ帰

(78) 主一人の忘レ帰

〔シテ〕黄一埃散一漫風蕭

(23) 黄一埃の散一漫の風蕭

〔マテニ〕下黄一泉

(42) 下黄一泉

〔ク〕自一言本是京一

(95) 自言一本是の京城の女

〔コト〕転一徙

(69) 転一徙

〔例外〕

〔キ〕曹二善一才上

(66) 曹二善一才上

曹二善一才上

曹二善一才上

〔ハ〕名属

(96) 名・属

後一宮佳麗

(11) 漢一宮の住一麗

〔ヲ〕暗問ニ弾一者誰

(79) 暗問ニ弾一者誰

2、伝道真点と金沢文庫本とで、同箇所の説添語を異にするもの。

〔ラ一ニ〕

醉和レ春

(12) 醉和レ春

報二雙一成

(46) 報二雙一成

感二斯人言

(70) 感二斯人言

感二我此言

(116) 感二我此言

為レ感二君王展転思

(40) 為レ感二君王展転思

〔ニ一ヲ〕

望二都一門

(29) 望二都一門

〔テ一トモハコト〕

扶一起

(7) 扶一起

見レ月傷心色

(26) 見レ月傷心色

ハシリヲシイナヒカリノ  
奔 如レ電 (41)

ハリーニ・テ・トキニ  
帰 来 (30)

促レ絃 (91)

一 笑 百 媚 生 (5)

顔 一 色 故 (10)

〔タリース・ノ〕

幽 一 咽 泉 一 流 (88)

縹 一 緲 間 (43)

參 一 差 是 (45)

〔カーノ〕

仙 一 袂 (50)

少 一 小 (68)

〔実字の訓読について

1、伝道真点は字音説、金沢文庫本は和訓読

風 一 飄 (15)

麗 一 質 (4)

金 一 歩 一 搖 (8)

洗 一 凝 脂 (6)

住 一 麗 (11)

侍 一 夜 (12)

春 一 寒 (6)

仙 一 楽 (15)

六 一 軍 不 一 発 (20)

血 一 淚 相 一 和 (22)

玉 一 顔 (26)

池 一 苑 (30)

秋 一 雨 (32)

夢 一 魂 (47)

玉 一 容 (51)

深 一 情 (55)

麗 一 質 (キ、スカタナレハ)

金 一 歩 一 搖 (「キ」「ス」に合点あり)

洗 一 凝 脂 (「カ」に合点あり)

住 一 麗 (「ス」に合点あり)

侍 一 夜 (「侍」の左に「侍イ」)

春 一 寒 (「カ」)

仙 一 楽 (「カ」)

六 一 軍 不 一 発 (「カ」)

血 一 淚 相 一 和 (「カ」)

玉 一 顔 (「カ」)

池 一 苑 (「カ」)

秋 一 雨 (「カ」)

夢 一 魂 (「カ」)

玉 一 容 (「カ」)

深 一 情 (「カ」)



天一上

天<sup>アメ</sup>一<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>

花<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>

(57) 花<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>

人一問

人一<sup>ノ</sup>問<sup>ノ</sup>

人一<sup>ノ</sup>問<sup>ノ</sup>

(57) 人一<sup>ノ</sup>問<sup>ノ</sup>

殷勤<sup>インキンニ</sup>

殷勤<sup>インキン</sup>

人一<sup>ノ</sup>問<sup>ノ</sup>

(58) 朝<sup>アサ</sup>一<sup>ノ</sup>夕<sup>ユフ</sup>一<sup>ノ</sup>暮<sup>ユフ</sup>一<sup>ノ</sup>暮<sup>ユフ</sup>情<sup>ニ</sup>

客不<sup>ハス</sup>発<sup>ハツセ</sup>

客<sup>ハス</sup>不<sup>ハツセ</sup>発<sup>ハツセ</sup>

霜<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>華<sup>ハナ</sup>

(25) 朝<sup>アサ</sup>一<sup>ノ</sup>夕<sup>ユフ</sup>一<sup>ノ</sup>暮<sup>ユフ</sup>一<sup>ノ</sup>暮<sup>ユフ</sup>情<sup>ニ</sup>

転<sup>マク</sup>レ<sup>レ</sup>軸<sup>シクシク</sup>

転<sup>マク</sup>レ<sup>レ</sup>軸<sup>シクシク</sup>

西<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>廂<sup>ヒトナシ</sup>

(37) 霜<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>花<sup>ハナ</sup>

玉一盤

玉<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>盤<sup>ニ</sup>

江<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>口<sup>ニ</sup>

(46) 西<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>廂<sup>ヒトナシ</sup>

一一声

一<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>声<sup>ノ</sup>

陵<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>

(104) 江<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>口<sup>ニ</sup>

血一色

血<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>色<sup>ノ</sup>

心<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

(95) 陵<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>

冷一落

冷<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>落<sup>レ</sup>

心<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

(93) 梢<sup>ト</sup>一<sup>ノ</sup>無<sup>レ</sup>言<sup>コト</sup>

嫁一作

嫁<sup>ト</sup>一<sup>ノ</sup>作<sup>タリ</sup>

心<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

(84) 心<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

粧一涙

粧<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>涙<sup>ニ</sup>

春<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>宵<sup>ノ</sup>

(9) 々々(春宵)

低一湿

低<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>湿<sup>セリ</sup>

就<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

(118) 就<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

杜一鵑

杜<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>鵑<sup>ホトトギス</sup>

就<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>中<sup>ノ</sup>

(2) 御<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>字<sup>シロシメス</sup>

髯<sup>ハイゴ</sup>一<sup>ノ</sup>鼓<sup>フリツ</sup>

髯<sup>フリツ</sup>一<sup>ノ</sup>鼓<sup>フリツ</sup>

御<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>字<sup>シロシメス</sup>

(4) 天<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>生<sup>シツ</sup>

初一長一成

初<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>長<sup>ヒ</sup>一<sup>ノ</sup>成<sup>セリ</sup>

天<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>生<sup>シツ</sup>

(7) 侍<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>見<sup>ミ</sup>

無<sup>シ</sup>一<sup>ノ</sup>開<sup>カ</sup>一<sup>ノ</sup>暇<sup>マ</sup>

無<sup>シ</sup>一<sup>ノ</sup>開<sup>カ</sup>一<sup>ノ</sup>暇<sup>マ</sup>

侍<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>見<sup>ミ</sup>

(7) 侍<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>見<sup>ミ</sup>

(例外)

右の例外の中には、金沢文庫本に字音説と和訓説との両訓があり、伝道真点がその一方と一致するものが五例も見られる。

2、伝道真点と金沢文庫本とで和訓の異なるもの

カシツキオコシテ  
扶一 起

(7)

タスケ  
トモ  
扶一 起  
オコシテ

(「タスケ」は別筆  
「オ」に合点あり)

ミタリニ  
舞

(16)

ユルク  
舞  
慢一 舞

ミレトモ  
看一 不 足

(16)

ミ(レ)ト(モ) 不 足  
アキ(タラ)。  
ユルイテ 地 来  
モアリ(モあり)

ウコカシ  
動レ 地 来

(17)

ユルイテ 地 来  
モアリ(モあり)

アレナリノ  
少ニ 人 一 行

(24)

少ニ 行 一 人

カハラス  
瓦 一 冷

(37)

瓦 冷

キクナラク  
聞 一 道

(47)

イフナラク  
聞 一 道

シラト、ノ  
不 一 整

(49)

不 一 整  
モテイス。

ヨセモ  
寄 一 将 去

(55)

寄 一 将 去  
モテイス。

タマク  
会 一 相 見

(57)

タマク 相 一 見  
カサネテ

ガ、メトセシトキ  
私 一 語 時

(59)

サ、ヤキコトセシ  
私 一 語 時

オリ  
作ニ 比 一 翼 鳥

(60)

作ニ 比 一 翼 鳥  
ヨク

ウレヘテ  
惨

(77)

ウレヘテ  
惨

ムウヘテ  
邀 一 相 一 見

(80)

サエキテ  
邀 一 相 一 見

チタヒヨハ  
千 一 呼 万 喚

(81)

千 一 呼 万 喚  
シキリニ

サシカクセリ  
遮 一 面

(81)

サシカクセリ  
遮 一 面  
カクス

カクコト  
撥 一 絃

(82)

カクコト  
撥 一 絃  
ハシフコト

カヒネリ  
輕 攏 一 慢 撚

(85)

カヒネリ  
輕 攏 一 慢 撚  
スコシオサ

サ、ヤイコトノ  
私 一 語

(86)

サ、ヤイコトノ  
私 一 語

コホリノ  
氷 一 下 難

(88)

コホリノ  
氷 一 下 難  
ナヤマン

シハラクヤム  
暫 一 歇

(89)

クヤム  
暫 一 歇  
ツキヌ、ト、マル

ホトハシル  
水 一 漿 迸

(91)

ホトハシル  
水 一 漿 迸  
ハヒコル

アラソテ  
争 一

(96)

アラソテ  
争 一  
イ(ソイ)テ

コホシテ  
翻 一 酒 汚

(99)

コホシテ  
翻 一 酒 汚  
をアカス

ナラサリ  
等 一 閑 度

(100)

ナラサリ  
等 一 閑 度  
カヒチ

ワリ  
買 一 茶 去

(103)

カヒチ  
買 一 茶 去  
イス

ユメム  
忽 一 夢

(105)

ユメム  
忽 一 夢

シテ  
感 一 我 此 言

(116)

シテ  
感 一 我 此 言  
に

サキノ  
向 一 前 声

(117)

サキノ  
向 一 前 声  
に

ウレホヘリ  
濕

(118)

ウレホヘリ  
濕

四対句の訓法

〔中止——終止〕

金一屋粧一成嬌

侍一夜玉一樓宴

罷醉和春

(12)

金一屋に粧を一成嬌侍へ  
夜玉一樓宴に罷醉を  
和春に

〔「嬌」は右傍補入。  
「侍」は連用形か終止形  
か不明〕

在天願ハ作ニ比ハ

一翼鳥ハ在地ニ願ハ

為ナ連ニ理ノ枝ト

(60)

在天ハ願ハ作ニ比ハ  
鳥ハ在地ニ願ハ為ニ連ニ理ノ枝ト

(四) 訓み方の順序の相違

賜フ浴ヲ華ニ清ノ池ニ

不レ見ユ玉一顔ノ空ノ

死シ一ル処ニ

天ナ長ク地ニ久ヒ

有レ時尽

忽ニ聞ク水一上ニ琵琶一

琵琶ノ聲ヲ

(6)

(28)

(61)

(78)

賜ニ浴ヲ華ニ清ノ池ニ  
不レ見ユ玉一顔ノ空ノ死ス  
処ニ  
天ク長ク地ニ久シ時ニ  
有レ時尽事ト

忽ニ聞ク水一上ニ琵琶一聲ヲ

六 本文の漢字の字句の異同(略) (次節参照)

以上(一)～(四)の相違の項目で、所属例の多い項目は(二)の中の説添語の有無と、(三)実字の訓読について和訓読とするか字音読とするかの相違例である。この二項目は、一般に、本文が同じ二種の訓点資料で訓法が異なる時に、相違を整理した結果、きままって得られるものである(注14)。この相違は、

- A、同一内容の漢文で、訓法を異にする二資料について、個々の相違例を類によって集めた結果として得られたもので、多数例が同類を成して、その二資料間の相違の重要項目となつてゐること。
- B、二資料毎の比較を、諸種の内容の漢文(例えば文集・老子・三略・論語・朗詠集の漢詩句・玄奘表啓・法華経・十輪経・観弥勒経等)について行なつた結果、いずれにも共通して得られる項目であること。

のAB二点から、これは、訓法上の相違を形成する「相違の型」と認識される。そこで(二)説添語の有無を「相違の型(一)」、(三)実字の訓読における和訓読か字音読かを「相違の型(二)」とする。「相違の型(一)」「相違の型(二)」は、種々の場合に認められその所属例数も多いものであるから、訓法比較の方法における基本的な型と考えられる。

「相違の型」相互の関係に目を転ずるに、その組合せに一定のきまりが認められる。今、訓法を比較した二資料を(甲)(乙)すると、第一に、「相違の型(一)」において、

(甲)で説添語がある、

②ではその箇所には説添語が無い。

という場合には、「相違の型(㉔)」では、

和訓読にするのは(甲)であり、

字音読にするのは(乙)である。

という関係が指摘できる。これは、「説添語がある」と「和訓読にする」とは共通する訓読態度であり、「説添語が無い」と「字音読にする」とが共通する訓読態度だからである。即ち、②は(甲)の訓法に対して、比較的訓読調の勝った訓法を持っている事の現れと解せられる。

凡そ、「相違の型」には右の(㉔)(㉕)の外に、

(一)助字の訓法

が、重要なものとして認められ、又(一)(二)(三)の各々についても場合によ  
り細分される。例えば(一)では(1)「平安初期特有訓法」の有無、又は  
(2)「助字における仏書訓法」の有無、(二)では「平安初期特有の説  
添語」の有無が挙げられる。これらの「相違の型」相互の組合せに  
幾通りかが認められ、それぞれが次の如き訓読態度の違いを反映し  
ているのである。即ち、同一内容の漢文について、

I、平安初期加点資料と平安中期以降加点資料の比較の場合に認  
められる徴表としての「型」、

(1)「相違の型(一)」即ち、助字の訓法の相違。就中、「平安初期  
特有訓法」の有無。

(2)「相違の型(二)」即ち、説添語の相違。就中、「平安初期特  
有説添語」の有無。

(3)「相違の型(三)」即ち、実字訓における和訓読か字音読かの

相違。

である。

I、平安後期以降における、博士家の家学の相違の反映として認  
められる「型」、

(1)「相違の型(一)」、即ち説添語の有無。

(2)「相違の型(二)」、即ち実字の和訓読か字音読か。

博士家の家学間の相違は、主として「相違の型(二)」に顕著に現  
われ、Iにおける「型(三)」とも質的に異なっている。又博士家の  
菅原家と藤原家及び大江家、清原家と中原家といった内部での各々  
毎に質的な「型」の異なりがあるが、それ自身多言を要する重要な  
事実であるので、紙幅の都合上、Iについては別の機会に譲ること  
にする。

II、漢籍における、平安後期・鎌倉期加点資料と室町期加点資料

との比較の場合に徴表として認められる「型」、

(1)「相違の型(一)」。説添語の有無。この場合の説添語はIのそ  
れと甚しく異なり又IIのそれとも異なったものである。

(2)「相違の型(二)」。実字の和訓読か、字音読か。

(3)「相違の型(三)」の中、「助字における仏書訓法」の有無。  
の三つの場合が認められるのである。

そこで、本稿で問題となっている伝道真点と金沢文庫本との訓法  
の相違を、右のI-II-IIIの徴表に照して見ると、「III」の場合の型に合  
うことが判明する。即ち、要点を言えば、長恨歌・琵琶行の二資料  
における相違には、(一)助字の「平安初期特有訓法」や(二)説添語の  
「平安初期特有語」が認められず、却って、「助字における仏書訓

訓法」(一)室町期の漢籍の訓法にも見られる)が表われているのである。この「相違の型」による判定が(Ⅲ)だとすると、比較した所の二資料の一方が、鎌倉時代寛喜三年加 points の漢籍であるから、残る伝道真点の訓法は、室町時代のもということに落ちて来るのである。

三

伝道真点が、道真生存の平安初期のものでない事は、本文の字句の面からも、指摘できる。即ち、伝道真点本の本文は、次の如く北宋刊本の系統の本文に拠っている事が判明する。この事は、金沢文庫本文集卷十二に北宋刊本系の異本による校合書入が「摺本……」「唐本……」としてあり(注15)、伝道真点本の字句は、此の異本の「摺本」の文字に殆ど一致する事から証せられる。以下に、その字句の比較を示す。

(伝道真点の本文)

(金沢文庫本)

深<sup>クイニ</sup> 閣 (3) 深<sup>ニ</sup> 窓 (3) 「窓」の右に「閣摺本」

侍<sup>テ</sup> 宴<sup>ニ</sup> (10) 寝<sup>ニ</sup> 宴<sup>ニ</sup> (10) 「寝」の右に「宴摺本」

掩<sup>オホテテモテテ</sup> 面 (22) 掩<sup>ヲホテテ</sup> 眼 (22) 「眼」の右に「面」

縵<sup>メクリメクリテ</sup> 紵 (23) 縵<sup>ニ</sup> 廻 (23) 「廻」の右に「紵摺本」

未<sup>ハ</sup> 央<sup>ハ</sup> 柳<sup>ハ</sup> 對<sup>ハ</sup> 奈 (30)

未<sup>ハ</sup> 央<sup>ハ</sup> の柳<sup>ハ</sup> 對<sup>ハ</sup> 此<sup>ハ</sup> 如<sup>ハ</sup> (30)

如<sup>シ</sup> 眉<sup>ニ</sup> 對<sup>シ</sup> 此<sup>ニ</sup> 奈 (31)

如<sup>シ</sup> 眉<sup>ニ</sup> の對<sup>シ</sup> 此<sup>ニ</sup> 奈<sup>ニ</sup> (31)

何<sup>ソナ</sup> 涙<sup>ニ</sup> 不<sup>レ</sup> 垂<sup>ル</sup> 春<sup>ニ</sup> 風 (31)

何<sup>ソナ</sup> 涙<sup>ニ</sup> の不<sup>レ</sup> 垂<sup>ル</sup> 春<sup>ニ</sup> 風<sup>ニ</sup> (31)

南<sup>ニ</sup> 苑 (33)

南<sup>ニ</sup> 苑<sup>ニ</sup> (33)

道<sup>ニ</sup> 士 (39)

道<sup>ニ</sup> 士<sup>ニ</sup> (39)

縵<sup>ヘウ</sup> 縵<sup>タル</sup> (43)

縵<sup>ヘウ</sup> 縵<sup>タル</sup> (43)

字<sup>アツナ</sup> 玉<sup>ハ</sup> 真 (45)

字<sup>アツナ</sup> 玉<sup>ハ</sup> 真<sup>ニ</sup> (45)

夢<sup>ニ</sup> 魂 (47)

夢<sup>ニ</sup> 魂<sup>ニ</sup> (47)

攬<sup>カイトリ</sup> 衣<sup>ヲ</sup> (48)

攬<sup>カイトリ</sup> 衣<sup>ヲ</sup> (48)

恩<sup>ニ</sup> 愛<sup>ニ</sup> 絶<sup>ニ</sup> (53)

恩<sup>ニ</sup> 愛<sup>ニ</sup> 絶<sup>ニ</sup> (53)

下<sup>シノソメ</sup> 望<sup>ハ</sup> (54)

下<sup>シノソメ</sup> 望<sup>ハ</sup> (54)

惟<sup>テ</sup> 持<sup>テ</sup> 舊<sup>ニ</sup> 物<sup>ヲ</sup> (55)

惟<sup>テ</sup> 持<sup>テ</sup> 舊<sup>ニ</sup> 物<sup>ヲ</sup> (55)

留<sup>トメ</sup>ニ一<sup>ニ</sup>股<sup>ヲ</sup>

留<sup>トメ</sup>ニ一<sup>ニ</sup>鉗<sup>ヲ</sup>  
〔「鉗」の左に「股摺本」〕

送<sup>ル</sup>ニ客<sup>ヲ</sup>汾<sup>ノ</sup>浦<sup>ノ</sup>口<sup>ニ</sup>

送<sup>ル</sup>ニ客<sup>ヲ</sup>至<sup>ル</sup>ニ汾<sup>ノ</sup>浦<sup>ノ</sup>口<sup>ニ</sup>  
〔「至」の右に「摺本无」〕

舟<sup>ノ</sup>船<sup>中</sup>

舟摺本  
船〇中<sup>ニ</sup>

本<sup>モト</sup>長<sup>ナ</sup>安<sup>ノ</sup>唱<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>女<sup>ナリ</sup>

摺本无  
本是長安<sup>ノ</sup>倡<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>家<sup>ノ</sup>女<sup>ナリ</sup>  
摺本无

曰<sup>イフ</sup>「琵琶<sup>ヲ</sup>行<sup>ト</sup>」

曰「琵琶」引<sup>ト</sup>  
〔「引」の左に「行摺本」〕

(ナシ)

摺本无

後<sup>ハ</sup>六<sup>ク</sup>公<sup>コウ</sup>

後<sup>ハ</sup>緑<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>腰<sup>ヲ</sup>  
六<sup>ク</sup>公<sup>コウ</sup>摺本

小<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>絃<sup>ヲ</sup>切<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>切<sup>ト</sup>

小<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>絃<sup>ヲ</sup>竊<sup>ハ</sup>々<sup>ト</sup>  
〔「切々摺本」〕

切<sup>ト</sup>一<sup>ニ</sup>切<sup>ト</sup>

竊<sup>ハ</sup>一<sup>ニ</sup>々<sup>ト</sup>〔右傍〕切<sup>ト</sup>々<sup>ト</sup>摺本

当<sup>ア</sup>心<sup>ニ</sup>盡<sup>ス</sup>

当<sup>ア</sup>心<sup>ニ</sup>尽<sup>ス</sup>〔「盡摺本」〕

家<sup>ハ</sup>在<sup>ル</sup>二<sup>ニ</sup>蝦<sup>ノ</sup>蟻<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>

家<sup>ハ</sup>近<sup>ク</sup>二<sup>ニ</sup>蝦<sup>ノ</sup>蟻<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>陵<sup>ノ</sup>一<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>

輕<sup>ス</sup>ニ初<sup>ニ</sup>離<sup>ヲ</sup>

輕<sup>ス</sup>離<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>別<sup>ヲ</sup>

臥<sup>ス</sup>病<sup>ヲ</sup>

病<sup>ヲ</sup>臥<sup>セ</sup>

但し次の如き「摺本」と不一致もある。

青<sup>カ</sup>一<sup>オ</sup>蛾<sup>ヒ</sup>老<sup>タリ</sup>

青<sup>カ</sup>一<sup>オ</sup>蛾<sup>ヒ</sup>老<sup>タリ</sup>  
〔「蛾」の右に「城摺本」〕

半<sup>ミ</sup>一<sup>タ</sup>偏<sup>ケ</sup>

半<sup>ミ</sup>一<sup>タ</sup>偏<sup>ケ</sup>  
〔「偏」の左に「垂摺本」〕

淚<sup>ラ</sup>一<sup>シ</sup>干<sup>カン</sup>

淚<sup>ラ</sup>一<sup>シ</sup>干<sup>カン</sup>  
〔「涙」の右に「泪摺本」〕

不<sup>サ</sup>レ<sup>ハ</sup>成<sup>セ</sup>欲<sup>コヒ</sup>

不<sup>サ</sup>レ<sup>ハ</sup>成<sup>セ</sup>欲<sup>コヒ</sup>  
〔「欲」の右に「勸摺本」〕

暗<sup>アン</sup>一<sup>ニ</sup>問<sup>フ</sup>

暗<sup>アン</sup>一<sup>ニ</sup>問<sup>ク</sup>  
〔「暗」の右に「闇摺本」〕

始<sup>シ</sup>一<sup>ニ</sup>出<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>

始<sup>シ</sup>一<sup>ニ</sup>出<sup>テ</sup>来<sup>ル</sup>  
〔「出」の右に「坐摺本」〕

氷<sup>コ</sup>一<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>

氷<sup>コ</sup>一<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>  
〔「氷」の右に「水摺本」〕

東<sup>トウ</sup>一<sup>ニ</sup>船<sup>セン</sup>

東<sup>トウ</sup>一<sup>ニ</sup>船<sup>セン</sup>  
〔「船」の右に「舟摺本」〕

最後の例の如き例外はあるが、前掲例によれば、伝道真点本の本文は、摺本の系統の本文に拠っていると考えられる。

金沢文庫本文集の「摺本」が北宋刊本である事については、花房英樹博士の指摘がある。(「白氏文集の批判的研究」八五頁)。北宋は九六〇年(わが平安中期天徳四年)建国、一一二六年(院政期、大治元年)まで続く。我が国への白氏文集「摺本」の渡来は、記録

によると、御堂閑白記寛弘七年十一月二十八日、長和二年九月十四日である(注16)。さすれば、本文の上からしても道真時代のものと見難く、之が直ちに「道真点」なる事を否定するのである。

さて、ここで此の摺本と菅原家所用との関係を見るに、先ず、源氏物語中に長恨歌の訓読文を論じた一節があつて、

「ふるき枕ふるき衾たれとともにか」とある所に(葵三一六)とある。之を金沢文庫本には同じく、

舊<sup>キ</sup>枕故<sup>キ</sup>衾<sup>キ</sup> 誰<sup>セム</sup>与<sup>セム</sup> 共<sup>セム</sup>

とある。しかるに、伝道真点では、

翡翠<sup>フスマ</sup>衾<sup>サウ</sup> 寒<sup>サウ</sup> 誰<sup>サウ</sup> 興<sup>サウ</sup> 共<sup>サウ</sup>

と異なつており、刊本と同じなのである。花房博士によると前者の金沢文庫本の本文は紹興本以下の刊本には見えないといわれる(前掲書九八頁)。(金沢文庫本のこの箇所には「摺本」による注記がない)。所で、源氏物語に所引の漢詩句は訓法及び作者の父親の学統より測るに、菅原家の所伝と考えられる(注17)。さすれば、源氏物語によると、当時菅原家所用の本文は「摺本」ではなかつたと考えられる。

次に、金沢文庫本文集卷五十四には「菅大府卿本」による校合がある。卷五十四の關係識語は、

寛元五年正月三日借誦菅大府卿 為長 証本移両点多散不審畢

〔為長〕は長沢規矩也博士は「兼善」、関靖博士は「為善」と讀まれる。卷六十九によると「為長」とあり、原本を再度調査して「為長」と讀んだ。( )

とある。その卷五十四の校合中に、

「菅大府卿本以下有十五篇詩而摺本無之」

とあるのによれば、菅大府卿本と摺本とは本文の異なるものであつた事が判る。右の二例の示す所は菅家所用の本文が摺本ではないことを語っている。

四

伝道真点が室町時代の訓点である事は、清原宣賢点の長恨歌・琵琶行と殆ど一致する事によつても判明する。宣賢点は、川瀬一馬博士によると、阪本竜本文庫本の長恨歌・琵琶行が之とされるものである(阪本竜門文庫複製叢刊之四、解説)。同本の卷末には、宣賢の孫、清原枝賢の「永祿第八(一五六五)十二月十六日於揚明吉田右兵衛督兼右長恨歌一ケ度」翌日琵琶行両度譜尺」の講述識語がある。

此の竜門文庫本の本文の字句及び訓法を、伝道真点と比較すると、以下の如く大同であることが判明する。先ず、本文の字句の異同について比較するに、次の如く大部分が一致している。次の例は、先掲の金沢文庫本に「摺本」の校異が付せられていた部分である。伝道真点と一致せず、金沢文庫本の本文と一致するのは纒かに二例のみである。

○伝道真点の本文と一致するもの

侍<sup>ハシ</sup> 宴<sup>ヘ</sup> 掩<sup>ア</sup> 面<sup>オモ</sup> 榮<sup>ハ</sup> 紆<sup>ヒ</sup> 未<sup>ヒ</sup> 央<sup>ノ</sup> 柳<sup>ノ</sup>

芙<sup>ハ</sup> 蓉<sup>ハ</sup> 柳<sup>ハ</sup> 如<sup>シ</sup> 眉<sup>シ</sup> 對<sup>シ</sup> 此<sup>ニ</sup> 如<sup>シ</sup> 何<sup>ノ</sup> 不<sup>シ</sup> 淚<sup>シ</sup> 垂<sup>ル</sup>

南<sup>ナ</sup> 苑<sup>エン</sup> 道<sup>ミチ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 士<sup>シ</sup> 縹<sup>ヒロ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 緋<sup>ヒ</sup> 字<sup>ナ</sup> 玉<sup>タマ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 真<sup>マコト</sup>

夢<sup>ユメ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 魂<sup>タマ</sup> 攬<sup>カサ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 衣<sup>イ</sup> 恩<sup>オン</sup> 一<sup>ヒト</sup> 愛<sup>アイ</sup> 絶<sup>ツク</sup> 下<sup>シ</sup> 一<sup>ヒト</sup> 望<sup>ノゾミ</sup>

唯モテ將シ三ニ舊フル一ノ物ト 留メ一ノ股ニ

送ニ客ヲ汾ノ浦ノ口ニ 舟ノ一ノ船ニ 中ニ

曰フ三ニ琵琶ハセツ一ノ行ト 「琵琶引」の題名なし

小ノ一ノ絃トシテ切リ々トシテ 切リ々トシテ 当テ心ハムニカク畫ク

家ハ在リ三ニ蝦ノ蟄トニ一ノ陵ト 下ニ 輕ス別レ一ノ離ト 臥レ病ニ

青ノ一ノ娥カ老カリ 半ハ一ノ偏カ 淚タリ瀾一干タリ

不レ成レ一ノ歡ヲ 暗ニ問フ 始テ出テ一ノ來ル

氷コ一ノ下リ 東ノ一ノ船ニ

○金沢文庫本の本文の方に一致するもの。

深ニ一ノ窓ト 後ニ一ノ緑ト一ノ腰ヨウ

尙、「摺本」注記のないものでも、金沢文庫本の本文に一致するものもある。

舊フル一ノ枕フル故キ 一ノ衾カ誰トモ一ノ与ニ共ニ (金門文庫本)

富門文庫本の本文も亦、伝道真点の本文と同系統のものであり、それに部分的に少数、金沢文庫本の如き系統の本文をも混ぜているかと考えられる。

次に、訓法について比較するに、殆ど伝道真点に一致する。但し、部分的に不一致のものを混ぜている。先掲の金沢文庫本との比較に際して示した例について、富門文庫本の訓法を見ると次の如く多くが一致する。特に、助字の訓法は全く伝道真点と一致している。共に室町期の訓法である事を示しているのである。(以下は一致する例について宣賢点から示した。例はその一部である。)

(一)助字の訓法

〔未〕養ヤレテ在リ三ニ深ニ一ノ窓ニ 人未スレ識ス

秋燈挑ヒカ一ノ尽シテ 未スレ成レ一ノ眼ヲ

未ルニ成ニ一ノ曲ト一ノ調ト 先有リ一ノ情ヲ

〔將〕醉テ不レ成レ一ノ歡ヲ 慘ヲ 將レ初ニ

〔令〕遂ニ合ニ一ノ天ト 下ニ 父ト 母ト 心ト 不レ重ク一ノ生レ 男重ク一ノ生レ

但令ニ一ノ心ト 似ク一ノ金ト 一ノ細ト 堅ニ

〔教〕遂ニ一ノ教ト 方ト 一ノ士ト 殷ニ一ノ勤ト 寬ニ

転ウテ、シテ 教ト 下ニ 小ト 一ノ玉ト 報セ 中ニ 變ニ 一ノ成ト 上ニ

曲ト 一ノ罷ト 常ニ 教ト 三ニ 善ト 一ノ才ト 一ノ服ト 上ニ

〔聞道〕聞キク一ノ道ト 漢ト 一ノ家ト 天ト 一ノ子ト 使ス

〔之〕因テ 為ニ 一ノ長ト 一ノ句ト 一ノ歌ト 一ノ以テ 贈ル 一ノ之ト (二)

〔ヒメモス〕尽ヒ一ノ日ト 君ト 一ノ王ト 省ト 不レ 足カ

〔コトゴトク〕君ト 一ノ臣ト 相カ 願カ 一ノ尽ク 一ノ沾ク 一ノ衣ト

〔チト〕春ノ 宵ノ 苦ノ 短ノ

読添語に「イ」のない事は無論である。



(二) 説添語

1、伝道真点と同じく説添語が無い。

〔タリ〕死スル 処ヲ

〔リ〕飯リ 来レハ

〔キ〕始チ 是レ 新ニ 承ニ 恩ニ 沢ニ 時ナリ

〔ノミ〕見ル 塵ニ 霧ニ

〔ニ〕金ニ 屋ニ 粧ニ 成テ

〔ヲ〕紅ニ 掃ス 〇後ノ 宮ノ 佳レ 麗イハ

2、伝道真点と同じ説添語

為ニ 感ニ 君ノ 王ノ 展ニ 転ニ 思ニ

扶ニ 起テ

一ニ 笑ハ 百ノ 媚ニ 生ル

(三) 異字の訓読

1、伝道真点と同じく字音読

麗ナレハ 佳レ 麗イハ 六ノ 軍ノ 不レ 発セ 殷ノ 勤ニ

初チ 長レ 成レ 無ニ 閑ニ 暇ニ

朝ア 暮ク 情コ 霜ノ 華ハ 江ノ 口ト

2、伝道真点と同じ和訓

慢マ 舞ニ 省ト 不レ 足カ 少マ 人ノ 行コト

瓦カ 冷ラ 聞キ 道チ 不レ 整ス 私サ 語コト

(四) 対句の訓法

邀ムカヘテ 相ニ 見ル 私ナ 語コト

(五) 訓み方の相違

賜ヲ 浴ヲ 華ニ 清ニ 池ニ

不レ 見ニ 玉ニ 顔ニ 空ニ 死ス 処ニ

天ノ 長ク 地ノ 久ク 有レ 時ト 尽ス

右以外にも一致例が多いが省略した。これに対して、不一致の例は二十九例が認められるのみである。それも金沢文庫本の訓と一致するものが三分の二である。

〇金沢文庫本の訓法と一致するもの

覺サト 有コト 迂コト 謫コト 意シツ 説ト 尽クシツ 後ニ 緑ニ 腰ヨリ

罵ノ 語ハ 凝シ 絶シ 自レ 言ハク 弟ノ 走テ

空ム 船キフ 相シ 識レル 醉チ 和ク 春ニ

望チ 都ノ 門ト 仙ノ 袂ト 顔ノ 色ノ 故ニ 秋ノ 雨ニ

転メ 軸ヲ 氷ノ 下ニ 等ニ 閑ニ 湿ウル へり

為レ 賈キ 人ノ 婦ト 被ニ 秋ノ 娘ト 謝ス 君ノ 王ニ

暗ク 問フ 確ク 者ト 誰ト 莫シ 辞ス 更ニ 座ニ 彈ル 一ノ 曲ト

侍ス 夜ニ 嫁シ 作ニ 商ノ 人ノ 婦ト 惜セ 無ク 言フ コト

コナガタクタシテ  
就中泣下

軽・攏・慢・燃

ウリニテカリヌ  
賞茶去

翻レ酒汚

忽聞ニ水上・琵琶声

両本に不一致の中には、その連語中の或字の訓が金沢文庫本と一致し、別字の訓は伝道真点と一致するという例（・印）が半数ある。右の伝道真点と不一致の二十九例は、先掲の金沢文庫本と伝道真点における不一致例として挙げた百七十三例に比較すると、少数であって、菴門文庫本の訓法と伝道真点の訓法とは同系統のもので考えられるのである。特に助字の訓法が一致する事はそれを示している。

白氏文集に菅原家の訓点のあった事は、鎌倉時代以前においても、種々の確証がある（注18）。従って長恨歌・琵琶行にも菅家点のあった事は考えられる。室町時代になっても、長恨歌・琵琶行の清原家（宣賢）の訓点中に、「菅」説が一部取入れている資料がある。（川瀬一馬博士、阪本菴門文庫複製叢刊之四、解説によると、京都大学図書館蔵、秀賢自筆の長恨歌・琵琶行に「漢皇<sup>スヘラキ</sup> 萱<sup>カキ</sup> 御点」とある由である）この本も宣賢の点法を伝えたものとされるが、此の様な一部に「菅」の注記がある事は、他の多くの部分が菅家の点法に拠っていない事を意味すると思う。伝道真点と菴門文庫本の長恨歌・琵琶行の訓点とが共に、菅家の点法の特徴を示さず、室町時代の訓法を反映しているのは、宣賢等による新しい訓法に基いている為であろう。本稿で問題となった「伝道真点」が、菅家の点に擬せられたのは或いは、実字訓等に部分的に菅家点が残っていた為かも知れない。又は、該書を權威づける為の所為かも知れないのである。

（昭和四十一年二月二十六日稿）

注1 拙稿「金沢文庫本春秋経伝集解における平安初期漢籍訓読語

の残存」（訓点語と訓点資料二十五輯、昭和三十八年三月）、同

「九条本文選に残存せる上代訓読語について」（訓点語と訓点資

料三十二輯、昭和四十一年二月）

注2 公卿補任による。菅家文庫・日本紀略延喜三年二月廿五日・

大鏡も同。扶桑略記は六十歳、政事略は六十一歳とす。

注3 拙稿「漢文訓読史研究の一試論」（国語学五十五輯、昭和三十

八年十二月）

注4 拙稿「漢文訓読史上の問題——再読字の成立について——」（

国語学十六輯、昭和二十九年三月）

注5 同「古文尙書平安中期点の訓読語について」（予定）

注6 春日政治博士「西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究」

注7 拙稿「漢籍訓読語の特徴——群書治要古点と教行信証古点・

法華経古点との比較による」（訓点語と訓点資料二十九輯、昭和

三十九年七月）

注8 「注7」に同じ。

注9 同「訓読史料としての『大慈恩寺三藏法師伝古点の国語学的

研究・訳文稿』（国語学六十五輯予定）

注10 同「鎌倉時代語史料としての草稿本教行信証古点」（東洋大

学大学院紀要二集、昭和四十年九月）

注11 同「助詞イの残存——平安時代の使用者と用法」（東洋大学

紀要十三集、昭和三十四年五月）

注12 「注1」の拙稿の前者参照。

注13 「注3」の拙稿参照。

注14 例えば以下の拙稿を参照されたい。「注3」の拙稿。同「神

田本白氏文集の訓の類別」(国語と国文学、昭和三十八年一月)、

同「梅沢本新撰朗詠集の訓詁語について」(訓点語と訓点資料二

十六輯、昭和三十八年六月)、同「金沢文庫本群書治要卷四十所

収三略の訓点」(田山方南華甲記念論文集、昭和三十八年十月)、

同「老子経の古訓法」(漢文教室六十九号、昭和三十九年十月)

注15 金沢文庫本文集卷十二の識語中に、

「嘉禎二年三月十一日以唐本聊比较已了」

とある文字で明白である。

注16 川口久雄博士「平安朝日本漢文学史の研究」六二四頁。

注17 拙稿「田本白氏文集の訓の類別」(国語と国文学、昭和三十八年一月)

注18 「注17」に同じ。

— 広島大学助教授 —